

# 小竹町ふるさと応援基金



## ふるさと応援基金

この条例は、小竹町の豊かな自然環境や文化資源等を愛し、ふるさと小竹への愛着のある人々からの寄附金で基金を設置し、「共に生き共に育ち活気あふれ心ふれあう町こたけ」をキャッチフレーズに、協働のまちづくりの実現により町の活性化を図ることを目的としています。

多くの皆さまが「ふるさと納税」制度を活用して本町に寄附金をお寄せいただき、「小竹町」を応援してくださるようお願い申し上げます。

## 寄附金の使い道

寄せられた寄附金はふるさと応援基金に積み立て、次のような事業の取り組みに使われます。

- ・ **子育て支援のための事業**  
(主に保育所や学童保育の整備事業や児童福祉費の拡充)
- ・ **地域福祉の充実のための事業**  
(主に高齢者や障害者の福祉費の拡充)
- ・ **環境保全のための事業**  
(主に自然破壊につながる不法投棄されたゴミなど、その処理と防止)
- ・ **産業の振興のための事業**  
(主に農業及び商工業の振興を図る整備事業)
- ・ **教育環境の充実のための事業**  
(主に幼稚園や小・中学校の整備事業や教育振興費の拡充)
- ・ **歴史、文化その他の地域資源の保存及び活用のための事業**  
(主に町指定文化財の合屋古墳や南良津獅子舞、又は、小竹山笠等の拡充)
- ・ **住民との協働のまちづくりのための事業**  
(主に地域コミュニティの復活・活性化につながるような協働事業)

